

資料番号	3
------	---

令和6年6月20日
 課名 環境県民局高等教育担当
 担当者 担当課長 英賀谷
 内線 2751

広島県公立大学法人に係る第四期中期目標の策定について

1 要旨

地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき、広島県公立大学法人第四期中期目標（以下「中期目標」という。）の策定に取り組む。

なお、中期目標の策定に当たっては、議会の議決を経ることとされている【12月議会で提案予定】。

2 現状・背景

- 法の規定により、知事は、広島県公立大学法人（以下「法人」という。）が期間中に達成すべき業務運営に関する目標を定めるものとされている（現中期目標期間：H31. 4. 1～R 7. 3. 31）。
- 法人においては、中期目標を達成するための具体的な計画（以下「中期計画」という。）を策定し、知事の認可を受けることとされている【年度内に認可予定】。

3 概要

(1) 計画期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで（6年間）

(2) 策定に当たっての考え方

- 中期目標の策定に当たっては、現中期目標における業務実績の中間評価（R 1～R 4）や、デジタル化・グローバル化の進展などの社会環境変化等を踏まえ、法人が取り組む方向性を示すこととし、項目については、法の規定等を踏まえて設定する（別紙参照）。
- 中期目標の内容については、法の規定により、法人や広島県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くことが求められていることから、法人との協議体制を整えるとともに、適宜、評価委員会の意見を聴取しながら策定に取り組む。

(3) 根拠法令

地方独立行政法人法第25条、同法第78条

4 スケジュール（見込み）

区分	時期	内容
中期目標	令和6年6月	県・法人の協議組織の立上げ（随時協議）
	〃 7月	評価委員会への目標検討状況の報告・意見聴取
	〃 10～11月	目標（案）の審議、評価委員会への意見聴取
	〃 12月	12月県議会において議案付議（議決）
中期【参考】 計画	令和7年2～3月 〃	県・法人の協議組織、評価委員会において中期計画（案）を審議 中期計画の認可

■地方独立行政法人法で規定する項目と中期目標の項目案

地方独立行政法人法		中期目標の項目案
—	—	<u>基本的な考え方</u>
法第25条 第2項1号	中期目標の期間	<u>I 中期目標の期間</u>
法第25条 第2項2号	住民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 事項	<u>II 教育研究等の質の向上に関する目標</u> 1 <u>県立広島大学</u> (1) 教育に関する目標 ～ 育成すべき人材、学士課程教育、大学院教育等、 教員の教育力等の向上 (2) 研究に関する目標 ～ 研究水準及び研究の成果や、研究の実施体制等の 整備 (3) その他の目標 ～ 地域貢献、大学連携、戦略的広報、学生支援 2 <u>叡啓大学</u> (1) 教育に関する目標 ～ 育成すべき人材、教育、教員の教育力等の向上 (2) 研究に関する目標 (3) その他の目標 ～ 社会貢献、大学連携、志願者獲得、戦略的広報、 キャリアデザイン、学生支援
法第25条 第2項3号	業務運営の改善及び効率化に関する 事項	<u>III 法人経営に関する目標</u> 1 <u>業務運営の改善及び効率化に関する目標</u> (1) 組織運営の改善に関する目標 (2) 教職員の業務執行能力等の向上に関する目標
法第25条 第2項4号	財務内容の改善に関する事項	2 <u>財務内容の改善に関する目標</u> (1) 自己収入の改善に関する目標 (2) 経費の抑制に関する目標 (3) 施設設備の計画的な更新に関する目標
法第78条 第2項	教育及び研究並びに組織及び運営 の状況について自ら行う点検及び 評価並びに当該状況に係る情報の 提供に関する事項	3 <u>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</u>
法第25条 第2項5号	その他業務運営に関する重要事項	4 <u>その他業務運営に関する重要目標</u> (1) 危機管理・安全管理に関する目標 (2) 社会的責任に関する目標 (3) 情報公開等の推進に関する目標